

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年1月31日 午後2時

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 7号 下限面積（別段面積）の設定について

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 34名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 2番 村 山 佐喜雄 委員  |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員  | 4番 藤 田 吉 則 委員  |
| 5番 栗 原 一 郎 委員  | 6番 野 崎 文 夫 委員  |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員  | 8番 蒲 澤 正 委員    |
| 9番 大 桃 伸 之 委員  | 10番 眞 野 薫 委員   |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員   | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員   |
| 17番 捧 譽 委員     | 18番 内 山 清 委員   |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員   | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |

27番 内山敏雄委員	28番 渡邊勝夫委員
29番 熊倉睦委員	30番 原田勝委員
31番 小林茂宏委員	32番 坂井浩行委員
33番 横山一雄委員	34番 廣川哲也委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係副参事	渡辺 正美
経営基盤係主任	高野 久美子
経営基盤係 一般任用主事	左居 香

午後2時00分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。7番、五十嵐秀一委員、30番、原田勝委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号及び議第2号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く）

議長（村山会長代理）

それでは、以降、会長にかわって代行させていただきます。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、3番、嘉藤太加夫委員、5番、栗原一郎委員、6番、野崎文夫委員、13番、原正利委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後2時08分 3番、嘉藤太加夫委員、5番、栗原一郎委員、  
6番、野崎文夫委員、13番、原正利委員、

議長（村山会長代理）

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

議第1号、説明の前に、大変恐縮でございますが、議案の訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げたいと思います。

お手元に配付をさせていただきました議第1号正誤表をあわせてご覧ください。

議案1ページをお願いいたします。900番であります、「利用権の移転を受ける者」の「経営面積」の表示が1桁違っておりました。正しくは、「経営面積」1,813.51a、「自作地」339.30a、「自作地」339.30「借入地」1,474.21aでございますので、訂正をお願いいたします。

大変申しわけございませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積1万1,783㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

899番は渡前地内の農地1筆、3,960㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

900番は渡前地内の農地2筆、7,823㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり約〇〇万〇,〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

60ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定60件、面積30万32,87㎡、再設定88件、面積59万1,841.67㎡、利用権移転1件、面積1,886㎡、合計では149件、面積89万3,760.54㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの901番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

901番から16ページの944までの44件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

901番は猪子場新田地内の農地3筆、1,120㎡、902番は猪子場新田地内の農地7筆、2,707㎡、903番は西大崎3丁目地内の農地3筆、2,944㎡、904番は茅原地内の農地2筆、7,125㎡、905番は茅原地内外の農地計3筆、4,751㎡、906番は茅原地内の農地2筆、5,549㎡、907番は茅原地内の農地1筆、4,510㎡、4ページをお願いいたします。908番は茅原地内の農地2筆、125㎡、909番は森町地内の農地9筆、1万219㎡、910番は曲谷地内の農地1筆、466㎡、911番は曲谷地内の農地1筆、1,318㎡、912番は土場地内

の農地1筆、512㎡、913番は飯田地内の農地1筆、2,456㎡、914は福島新田地内の農地1筆、1,036㎡、6ページをお願いいたします。915番は笹巻地内の農地1筆、517㎡、916番は笹巻地内の農地1筆、513㎡、917番は笹巻地内の農地2筆、4,267㎡、918番は笹巻地内の農地2筆、1,518㎡、919番は東鱒田地内の農地3筆、5,991㎡、920番は石上3丁目地内の農地4筆、2,042㎡、921番は嘉坪川地内の農地9筆、3,162.49㎡、8ページをお願いいたします。922番は新光地内外の農地計14筆、1万15,31㎡、923番は諏訪1丁目地内外の農地計10筆、5,083㎡、924番は諏訪1丁目地内外の農地計37筆、1万3,948.09㎡、925番は諏訪1丁目地内外の農地計17筆、3,832.18㎡、926番は新光地内の農地2筆、2,008㎡、927番は栗林地内の農地2筆、2,008㎡、12ページをお願いいたします。928番は栗林地内の農地1筆、704㎡、929番は井戸場地内の農地1筆、509㎡、930番は塚野目地内の農地1筆、819㎡、931番は塚野目地内の農地1筆、2,009㎡、932番は大宮新田地内の農地9筆、1万6,040㎡、933番は大宮新田地内の農地1筆、2,023㎡、934番は大宮新田地内の農地1筆、2,023㎡、14ページをお願いいたします。935番は新堀地内の農地1筆、4,764㎡、936番は千把野新田地内外の農地計4筆、1,659㎡、937番は 笹岡地内の農地1筆、869㎡、938番は大沢地内の農地1筆、1,568㎡、939番は大沢地内の農地2筆、2,627㎡、940番は笹巻地内の農地1筆、794㎡、941番は江口地内の農地1筆、2,995㎡、942番は新屋地内の農地2筆、1,387㎡、16ページをお願いいたします。943番は貝喰新田地内外の農地計5筆、1万1,470㎡、944番は石上3丁目地内の農地2筆、1,566㎡、以上44件は相対で新規にそれぞれ利用権設定するものでございます。

次の945番から24ページの960番までの16件、合計面積14万6,463.80㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権設定するものであります。

それでは、945番から順にご説明をいたします。945番は上保内地内外の農地計4筆、6,309㎡、946番は新光地内外の農地計16筆、2万1,163㎡、947番は鶴田2丁目地内外の農地計15筆、1万8,932㎡、948番は鶴田2丁目地内の農地2筆、2,022㎡です。949番は大宮新田地内外の農地計5筆、6,679㎡、950番は西中地内外の農地計32筆、2万2,894㎡、951番は栗林地内外の農地計23筆、1万9,140㎡、952番は井栗地内の農地1筆、429㎡、953番は吉田地内の農地2筆、3,012㎡、954番は月岡地内の農地6筆、2,856㎡、22ページをお願いいたします。955番は東大崎地内外の農地計11筆、7,272.80㎡、956番は金子新田地内の農地2筆、7,196㎡、957番は新堀地内の農地4筆、5,500㎡、958番は島潟地内外の農地計9筆、5,801㎡、959番は島潟地内外の農地計12筆、8,182㎡、24ページをお願いいたします。960番は駒込地内の農地5筆、9,076㎡、以上16件は新潟県農林公社が新規に

利用権を設定するものであります。

次の961番から59ページの1,048番までの88件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

60ページをお願いいたします。1,049番は荒町2丁目地内の農地2筆、1,886㎡を利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いします。

第3調査部会長は、私の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、1月25日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時41分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定60件、再設定88件、利用権移転1件、合計件数151件、面積90万5,543.54㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の135件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする16件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

はい。

17番（捧 譽委員）

17番の捧であります。6ページの915番、そのことなんですけど、利用権の設定を受けるほど、この新潟の〇〇〇〇〇さんというのはほかにもあるんですが、右側の

経営面積、労働力等については全部ゼロということなんですが、住所は新潟市で、どう  
いう方なのか、ちょっと聞かせてもらいたい。

議長（村山会長代理）

はい。

事務局（清水事務局長）

今ほどご質問のございました6ページの915番から918番……この新潟市の〇〇  
〇〇〇さんにつきましては、現在新潟市のほうで芋の販売等を行っておりまして、昨年  
1年間、下田のほうで芋をつくるのを手伝いながらやってきたと。

それで、今回新規就農として芋を生産するところから販売するところまで一貫して行  
いたいということで、経営も全部合わせると、今度50aを超えるという中で、今後自  
分で全て一貫した形で取り組んでまいりたいということで申請があったものでございま  
す。

以上でございます。

議長（村山会長代理）

調査部会長の調査結果報告のとおり決するに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議がないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後2時25分 3番、嘉藤太加雄委員、5番、栗原一郎委員、  
6番、野崎文夫委員、13番、原 正利委員、  
27番、内山敏雄委員着席）

議長（村山会長代理）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のと  
おり承認することに決しました。

議長（村山会長代理）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題と  
いたします。

なお、6番、野崎文夫委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基  
づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

（午後2時27分 6番野崎文夫委員退席）

議長（村山会長代理）

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をい  
たします。

6 1 ページをご覧ください。三条市長からの諮問書の写しでございます。

次の6 2 ページは、議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただきました。

本議案は、同法第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

6 8 ページをご覧ください。今月の配分計画（案）は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により利用権を設定する新規設定18件、面積14万6,463.80㎡、耕作者の変更に伴う利用権移転1件、面積1,058㎡、合計では19件、面積14万7,521.80㎡であります。

なお、議第2号の参考といたしまして、昨年11月11日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧いただきたいと思いますが、議案67ページの14番の借り受け人外2名の方につきましては、11月11日現在の借り受け希望者リストには掲載されておりませんが、今後予定しております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成29年3月31日までに掲載される予定となっております。

それでは、63ページにお戻りをお願いいたします。順に説明をさせていただきます。

なお、1番から68ページの18番までの一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の945番におきまして新潟県農林公社が利用権を設定する井栗地内の農地1筆、2,023㎡を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

2番は、945番、上保内地内の農地2筆、1,847㎡、3番は945番、下保内地内の農地1筆、2,439㎡、4番は946番、947番、948番及び949番、新光地内外の農地計38筆、4万8,796㎡、5番は950番、西中地内外の農地計24筆、1万9,328㎡、6番は950番、東鱒田地内の農地6筆、1,830㎡、7番は950番、吉田地内の農地2筆、1,736㎡、8番は951番、栗林地内外の農地計23筆、1万9,140㎡、9番は952番、井栗地内の農地1筆、429㎡、10番は953番、吉田地内の農地2筆、3,012㎡、11番は954番、月岡地内の農地6筆、2,856㎡、12番は955番、東大崎地内外の農地計11筆、7,272.80㎡、13番は956番、金子新田地内の農地2筆、7,196㎡、14番は957番、新堀地内の農地4筆、5,500㎡、15番は958番及び959番、上大浦地内外の農地計12筆、7,789㎡、16番は959番、上大浦地内の農地7筆、5,449㎡、68ページをお願いいたします。17番は959番、上大浦地内外の農

地計2筆、745㎡、18番は960番、駒込地内の農地5筆、9,076㎡、以上18件はそれぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

次の19番は、昨年1月の総会におきまして異議ないものとして3月に県公告がされました利用配分計画のうち、記載の西中地内の農地2筆、1,058㎡について耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑に入る前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定18件、利用権移転1件、合計件数19件、面積14万7,521.80㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

しばらくしてご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

退席委員の着席をお願いします。

（午後2時36分 6番野崎文夫委員着席）

議長（村山会長代理）

退席された委員に報告します。

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決しました。

以上で議長を交代します。

（会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）



議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

74ページをご覧ください。今月の申請は15件で、合計面積10万1,556.45㎡であります。

69ページにお戻りをお願いします。53番は大宮新田地内の農地4筆、1,975.99㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

54番は福島新田地内の農地2筆、349㎡を譲り受け人が作業の効率化を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円あります。

55番は同じく福島新田地内の農地2筆、82㎡を譲り受け人が作業の効率化を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円あります。

56番は同じく福島新田地内の農地2筆、99㎡を譲り受け人が作業の効率化を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円あります。

70ページをお願いいたします。57番は一つ屋敷新田地内の農地4筆、1万2,900㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円あります。

58番は柳川新田地内の農地2筆、2,022㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

59番は鬼木新田地内の農地2筆、239㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

60番は院内地内外の農地計3筆、339㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

61番は飯田地内の農地1筆、2,969㎡を譲り受け人の要望により、贈与により取得するものであります。

62番は大島地内の農地8筆、4,289.30㎡を譲り受け人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農作業を通した障害者の就労支援事業を実施するため、寄附により取得するものであります。

63番は上保内地内外の農地計24筆、1万2,875.16㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

64番は金子新田地内外の農地計18筆、1万7,499㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

65番は笹岡地内外の農地計18筆、2万1,326㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

66番は福岡地内外の農地計12筆、8,115㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

67番は原地内外の農地計23筆、1万6,480㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの4件、寄附によるもの1件、使用貸借によるもの5件、合計件数15件、面積10万1,556.45㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

75ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計面積1,596㎡であります。

27番は、上保内地内の農地2筆、329㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円です。場所につきましては、保内小学校南西600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の70番で、農地法第5条の許可申請がなさ

れております。

28番は、下須頃地内の農地2筆、991㎡を売買により取得し、砂利敷駐車場24台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、燕三条駅南側500m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の71番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

29番は、代官島地内の農地1筆、276㎡を売買により取得し、住宅1棟及び物置1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、大島小学校東側700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の72番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数3件、面積1,596㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

79ページをご覧願います。今月の申請は13件で、面積9,003.27㎡であります。

76ページへお戻りを願います。70番、71番、72番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の27番、28番、29番でそれぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

73番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、496㎡を賃貸借権の設定により、南側既存宅地1,027.00㎡と一体利用し、駐車場19台及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立新潟県中央工業高等学校西側700m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

74番は、塚野目2丁目地内の農地1筆、2,023㎡を売買により取得し、宅地造成8区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、三条労働基準監督署北側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

75番は、塚野目2丁目地内の農地2筆、1,166㎡を売買により取得し、宅地造成6区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、塚野目保育所北西200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

76番は、鶴田3丁目地内の農地2筆、189㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟、カーポート1棟及び駐車場1台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条東高等学校北側600m付近で、500m以内に2つの医療施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

77番は、昨年7月の総会におきまして農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。白山新田地内の農地4筆、717.27㎡を賃貸借権の設定により、北側既存宅地1,799.72㎡と一体利用し、駐車場17台及び資材置き場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第四中学校北側1,400m付近で、既存事務所、組み立て工場及び倉庫敷地が狭隘のため敷地拡張をするもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

78ページをお願いいたします。78番は、西本成寺地内の農地1筆、221㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでござい

ます。場所につきましては、県立新潟県立工業高等学校南西側800m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

79番は、大島地内の農地2筆、1,051㎡を寄附により取得し、西側既存宅地197.08㎡と一体利用し、休憩所1棟、物置1棟及び通路、駐車場等の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大島小学校南西1,300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

80番は、岡野新田地内の農地1筆、181㎡を使用貸借権の設定により、南側隣接地135㎡と一体利用し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、川通どれみ保育園南西900m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

81番は、福島新田地内の農地1筆、342㎡を売買により取得し、北側既存宅地471.99㎡と一体利用し、店舗1棟及び駐車場13台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市役所栄庁舎西側200m付近で、300m以内に市役所がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

82番は、昨年7月の総会におきまして農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。下大浦地内の農地1筆、1,021㎡を売買により取得し、北側既存宅地1万305㎡と一体利用し、従業員駐車場40台及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、大浦小学校北西1,100m付近で、既存工場及び従業員駐車場敷地が狭隘のため敷地拡張をするもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数13件、面積9,003.27㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。



教育機関につきましては、基幹病院近接での整備による看護実習の円滑な実施が見込めること、実学系ものづくり大学校については、看護系高等教育機関とあわせて整備することによるスケールメリットなどを検討し、選定されたものでございます。施設の概要は、新潟県が整備する県央基幹病院、三条市が整備する看護系高等教育機関及び実学系ものづくり大学校、基幹病院の整備にあわせて、民間で整備を予定している保険薬局及び医療福祉関連商業施設、農外収入の確保を図るための共同住宅のほか、道路、公園等の公共施設用地となっております。

次に、栄地区についてご説明をいたします。87ページをご覧ください。栄地区でご審議をいただく案件は重要案件1件であります。

申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇であります。位置につきましては、92ページの変更(案)箇所詳細図をご覧ください。申請土地は、88ページから91ページに記載しておりますが、福島新田丁434番外193筆、地目はそれぞれ記載のとおりで、合計面積41万5,284㎡でございます。変更理由は、市内企業から工業用地に対する要望が三条市に対して多数寄せられておりますが、既存工業団地にはほとんどあきがなく、要望に応えることができないため、企業の市外流出の要因となっております。企業の市外流出に歯どめをかけ、これまで三条市が築いてきた「ものづくり産地」としての優位性をさらに高めていくため、工業団地の拡張造成を行うものであります。位置選定に当たり、生産機能と流通機能が集積する時代のニーズに合った生産拠点とするため、大型トレーラーを初め、全車両が24時間乗りおろしできる栄スマートインターチェンジに隣接する当該地を選定されたものであります。施設の概要は、工業用地のほか道路、緑地、調整池等の公共用地用地となっております。

なお、本案件につきましては農振計画の変更とあわせ、農村地域工業等導入促進法に基づく実施計画(案)を策定し、新潟県と協議を進めているところであります。

以上、3件であります。ご審議の上、意見決定賜りますようお願いいたします。

以上であります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長(4番藤田吉則委員)

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数2件、面積16万3,455.78㎡、栄地区で件数1件、面積41万5,284㎡、合計件数3件、合計面積57万8,739.78㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見です。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第7号『下限面積(別段面積)の設定について』を議題といたします。

本議案につきましては、先月の総会におきまして平成29年度農作業賃金及び機械作業賃金とあわせて、農政対策部会に付託しておりますので、報告第2号『農政対策部会の結果報告について』であわせて報告をいただきますので、よろしく願いいたします。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、会長代理の隣にお座りください。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長(15番刈屋一夫委員)

農政対策部会の報告をいたします。

12月の総会で付託を受けました平成29年度農作業賃金・機械作業料金等標準額及び別段面積の設定についての審議を行うため、1月20日午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室にて、村山会長代理からも出席をいただき、農政対策部会を開催いたしました。総会の席上、事前に平成29年度農作業賃金・機械作業料金等標準額に関してご意見をお願いしたところ、委託者に配慮してほしい。硬化苗の価格が高いという意見をいただき、それを踏まえて審議をいたしました。

それでは、結果について報告いたします。標準額を決めるに当たりまして、平成28年度における近隣の市町の状況や育苗代金などの資料をもとに、事務局より説明を受けた上で協議いたしました。

それでは、お手元に配付してあります平成29年度農作業賃金・機械作業料金等標準



額の資料をご覧願います。裏面に近隣の市や町と比較ものがあります。こちらは平成28年度の状況ではありますが、三条市は全般的に高目に設定されています。また、資料にありませんが、物価の動向については三条信用金庫さんが公表している消費者物価指数では前年同月比0.8%の増と、ほぼ横ばいの状況になっています。これら近隣の状況や物価の動向などから基本的には前年度と同額が妥当ではないかと判断いたしました。ただし、学生アルバイトについては最低賃金を下回るため、200円アップの6,100円が妥当と判断いたしました。標準額は、あくまでも参考にお示しするものであり、基本的には圃場の条件等により、双方の話し合いで決めてもらうものであります。

次に、別段面積の設定についてご報告いたします。別段面積の設定については、本日配付してあります参考資料について事務局から説明を受け、協議をいたしました。2015年農林業センサスの結果から、経営規模50a未満の農家数の割合は5年前と変化がないことや、農地の利用集積が進んでおり、担い手の経営規模が拡大してきていることなどから、現段階においては別段面積の設定の必要はないものと判断いたしました。

農政対策部会からの報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

来月は、第1調査部会の当番です。2月24日金曜日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたしますので、関係委員の方は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

農政対策部会では、2月21日午後1時30分から厚生会館第2集会室で部会を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

案件につきましては、新体制への移行に向けた農業委員及び農地最適化推進委員の定数の検討などがございます。

以上です。

議長（野崎会長）

なお、来月の総会は28日午前9時半より開会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後3時16分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 7 番）

---

議事録署名委員（30 番）

---